

## 高額資料申請申合せ

平成17年11月15日  
図書委員会

### (趣旨)

- 1 国立民族学博物館文献図書資料購入及び寄贈受入れ規則第4条第2項の規定に基づき、高額資料の申請について定めるものとする。

### (定義)

- 2 高額資料とは、大学共同利用機関として文化人類学及び民族学の研究・教育の発展に資することを目的とし、各個研究図書購入費限度額を超える図書資料をいう。

### (申請手続き)

- 3 高額資料の申請については、次の各号に掲げる手順によるものとする。
  - (1) 申請する国立民族学博物館職員（以下「申請者」という。）は、「図書整理カード」に申請理由書を添付するものとする。
  - (2) 申請理由書には、大学共同利用機関としての役割に沿った理由を記述するものとし、また申請図書資料の全国的な需要を盛り込むものとする。
  - (3) 申請額が1件100万円を超える場合は、2名の申請者により申請するものとする。
  - (4) 申請額が1件200万円を超える場合は、申請者2名のほか館外者1名の推薦文を添付するものとする。

### (その他)

- 4 この申し合わせに定めるもののほか、申請者の希望により各個研究図書購入費限度額内の図書資料も対象とすることができる。

### 附 則

この申合せは、平成17年11月15日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成19年6月1日から施行する。